

豊橋市介護サービス・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金 Q & A（障害福祉区分）

No.	質問	回答
1	この支援金の目的は何か。	光熱費（電気・ガス料金）の高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、「豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金交付要綱」に基づき、光熱費の高騰分を支援するものです。
2	運営法人の法人格に制限があるか。	申請対象の法人格に制限は設けていません。 対象となる事業所等であれば、いずれの法人格であっても申請可能です（個人事業主、組合等団体も可）。
3	愛知県が実施する「愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金」へ申請中であるが、本支援金にも申請してよいか。	申請して差し支えありません。
4	交付対象となる事業所等は何か。	本支援金のホームページ及び交付要綱に交付対象及び補助額を掲載しておりますので、そちらをご確認ください。 (https://www.city.toyohashi.lg.jp/62043.htm)
5	交付対象となる事業所等の基準日はいつか。	令和7年3月1日時点でサービス提供している必要があります。 そのため、令和7年2月末までに事業廃止した事業所等や令和7年3月2日以降に新規開設した事業所等は対象外です。 また、入金日までの間に廃止する事業所等は対象外です。 なお、同種のサービスを継続しているとみなせる事業所等の開廃の場合は、対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。
6	みなし指定（いわゆる医療みなし）を受けている事業所等は対象となるか。	対象外です。
7	公設民営の施設は対象か。	対象として差し支えありません。（公営の施設等以外は対象となります。）
8	申請する定員数はどの時点のものになるか。	本支援金の基準日である、令和7年3月1日時点となります。
9	同一の事業所等で介護と障害福祉の両方のサービスを提供している場合はどちらが優先か。	介護サービスが優先となりますので、長寿介護課（介護区分）へ申請してください。
10	支援金の申請はどのようにするのか。	オンラインで申請してください。 詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。
11	証拠書類はどのようなものを揃えておけばよいか。	申請時に添付の必要はありませんが、支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所等内へ保管（5年間）していただく必要があります。 ①交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1） ②申請定員数の根拠となる書類（事業所等の指定申請書、変更届出書の写し等） ③本支援金の収入及び支出の関係を示す書類 ④申請事業所等の光熱費を申請法人（個人事業主含む。）が負担していることを示す書類 ※①については、審査後に届く「審査完了のお知らせ」内のURLからダウンロードしてください。
12	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみは可）する必要があるが、これが異なる場合、支払いができません。 ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことが可能です。 ※委任状を本支援金のホームページからダウンロードのうえ、オンライン申請時に添付してください。 (https://www.city.toyohashi.lg.jp/62043.htm)
13	口座名義（カナ）を入力する際に、注意することは何か。	口座名義（カナ）については、通帳を確認しながら、通帳に記載されている名義を半角カタカナで入力してください。 なお、スペース、濁点（・）及び半濁点（゜）を含め30文字以内です。 以下の点に特に注意してください。これを満たさない入力の場合は、支払い不能となります。 1. 個人名 ① 姓と名の間には半角スペースをいれてください。（例）トヨタ タロウ 2. 使用可能文字 ① 数字（10種類） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ② カナ文字（45種類） アイウエオカキクケコサシスセソタチツテト ナニヌネノヒフヘホミムメモヤユヨリ ルレロワン ③ 英字（26種類） A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z ④ 濁点、半濁点（2種類） ・ ゜ ⑤ 記号（8種類） , . 「 」 () / - （マイナス記号） ⑥ 禁止文字 a. A・Bのような中点は不可。（例）正：エ・ビ・シー 誤：エー・ビー・シー b. 長音記号「ー」は使用不可。マイナス「-」をお願いします。 c. 縮小文字は使用不可。（例）正：シャカイフクシホウジン 誤：シャカイフクシホウジン
14	交付決定の方法、振り込み時期はいつ頃か。	申請の内容を確認後、順次交付決定通知を郵送にてお送りします。 振り込みについては、オンライン申請から約1～2か月を目途に行います。
15	障害福祉区分の訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）について、サービス種別毎に補助対象となるのか。	障害福祉区分の訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）については、サービス種別毎に補助対象となるのではなく、一律で44,000円が補助額となります。
16	障害福祉区分の相談系（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）について、サービス種別毎に補助対象となるのか。	障害福祉区分の相談系（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）について、サービス種別毎に補助対象となるのではなく、一律で44,000円が補助額となります。
17	同一法人で複数のサービス種別を提供している場合、まとめてオンライン申請をしてもよいか。	事業所番号毎に申請してください。
18	共同生活援助（グループホーム）において、一つの事業所番号に対して複数の住居がある場合、住居の定員数を合計して申請してもよいか。	一つの事業所番号に対して複数の住居がある場合、住居の定員数を合計した数を事業所の定員数として申請してください。